

郡山市建設工事総合評価員設置要綱

平成20年10月17日制定

令和4年10月31日最終改正

[財務部契約検査課]

(趣旨)

第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次条において「施行令」という。）第167条の10の2第4項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する学識経験を有する者として、郡山市建設工事総合評価員（以下「評価員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 評価員は、施行令第167条の10の2第4項及び第5項（これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める事項に関し、意見を述べるものとする。

- (1) 落札者決定基準を定めようとする場合 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 総合評価落札方式において落札者を決定しようとする場合（評価員が必要と認めた場合に限る。）予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものの決定

(意見の聴取)

第3条 市長は、前条の規定により評価員が意見を述べたときは、当該意見を個別に聴取するものとする。

(評価員)

第4条 評価員は、第2条各号に定める事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が依頼する。

- 2 評価員の数は、2人以上とする。
- 3 評価員の依頼期間は、2年以内とする。
- 4 評価員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(秘密の保持)

第5条 評価員は、役割上知り得た秘密を漏らしてはならない。依頼期間後も、同様とする。

(処務)

第6条 評価員からの意見の聴取に係る事務は、財務部契約検査課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。